

権利・役割・責務

◆参考資料「自治基本条例に関するおもな規定内容について」

※他自治体例については、おもにH24.4.1以降に住民自治(まちづくり)基本条例を制定した全国の自治体より挙げました。

項目名	項目のおもな内容	他自治体例		
市民の権利・責務	<p>○地方自治法による市民の権利(役務の提供を等しく受ける権利、選挙に参加する権利)以外の新たな権利を開発・保障する。</p> <p>【主な内容】</p> <p>市民の権利は主に</p> <p>①まちづくりに参加する権利</p> <p>②行政情報を知る権利</p> <p>市民の役割・責務は主に</p> <p>①市民として認識・自覚すべきこと。「主体は市民」「自己責任の基本」</p> <p>②市民として行動・努力すべきこと。「積極的・主体的にまちづくりに参加」「他の住民等を尊重しながら協働・連携」</p>	<p>・納税等の義務を負うとともに適正な行政サービスを受ける権利</p> <p>・住民自治組織の責務 地域内のコミュニティを醸成し、地域の主たる担い手として地域特性を活かしたまちづくりを進める ※住民自治組織…自治振興区や自治会等、一定の地域に生活する人が参加し、良好な地域社会の維持や発展を目的とした団体、組織</p> <p>・事業者、地域活動団体の責務 地域社会の構成員としての責務、地域社会との調和、暮らしやすい地域社会の実現に寄与</p> <p>・将来のまちづくりの担い手としての子ども 子どもへの関わり、子どもの成長に係る環境づくり(家庭・地域・学校との連携)</p> <p>・青少年、子どもの権利 まちづくり参加・参画のための環境づくり、成長に係る環境づくり</p>	<p>近江八幡市協働のまちづくり基本条例 大分市まちづくり自治基本条例 大和郡山市自治基本条例</p> <p>庄原市まちづくり基本条例</p> <p>大和郡山市自治基本条例</p> <p>米子市自治基本条例</p> <p>大和郡山市自治基本条例</p>	
議会の役割・責務	<p>○自治運営に関する基本事項を定める上では、議会に関する事項、首長と議会との関係についても定義が必要。</p> <p>【主な内容】</p> <p>①議会の基本的役割</p> <p>②議会活動の説明責任及び情報の公開・提供</p> <p>③議員の責務</p>	<p>・議会の責務 市政に市民の意思が反映されるよう努める 情報公開、開かれた議会の推進</p> <p>・議員の責務 市民の代表者とし、市民の意見把握、職務の遂行</p>	<p>久喜市自治基本条例</p> <p>久喜市自治基本条例</p>	
首長の責務	<p>○首長の権限のうち、自治の実現にとって重要な事項を規定するもの。</p> <p>【主な内容】</p> <p>①総合的・効率的・適正な行政運営(条例の目的達成、職員の育成・適正配置)</p> <p>②情報共有・公開及び参加・協働の推進(市民、議会との情報共有・説明・公開)</p>	<p>・総合計画に即した総合的、計画的な行政運営</p> <p>・市民協働による自治・地域活動を支える人材育成</p>	<p>大分市まちづくり自治基本条例</p>	
執行機関の役割・責務 ※執行機関 市長、教育委員会 選挙管理委員会 監査委員、公平委員会 農業委員会 固定資産評価審査委員会		<p>・執行機関相互の協力連携による最少経費で最大効果をあげる</p> <p>・市民の参加、参画促進</p> <p>・市民にわかりやすく、簡素で効率的な組織</p> <p>・市民の満足度を高めるための政策実現、市民要望、行政課題対応のための法務行政推進</p>	<p>大和郡山市自治基本条例</p> <p>近江八幡市協働のまちづくり基本条例</p>	
職員の責務・育成	<p>○職員が果たす役割の重要性から、職員の責務、育成に関する規定を置くもの。</p> <p>【主な内容】</p> <p>①職員の心構え</p> <p>②市民との協働・支援</p> <p>③政策能力の向上</p>			